

議案第21号

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を令和3年度も継続するにあたり、所要の改正が必要なため提案する。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則 1～14 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）</p> <p>15 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限のある令和2年度分及び令和3年度分</u>の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。</p>	<p>附 則 1～14 （略） （新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）</p> <p>15 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免を受けようとする者に対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「要綱で定める期限」とする。</p>